

(25) 規模拡大支援事業補助金	
【担当部署】 農林課農政係 【電話番号】 0167-44-2106	【窓口の場所】 役場庁舎 2階
【ホームページアドレス】	
【補助金の内容】 ・ 農業者が将来にわたって意欲と希望を持てる農業の展開を図るため、担い手による規模拡大のための農地取得及び新規の規模拡大の賃貸借に対して補助し、経営の安定化、耕作放棄地の未然防止及び農地の集積化を進める	
【補助対象者】 ・ 農地の規模拡大を図る町内に在住する農業者等、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者（以下「農業者等」という。）に対し、補助金を交付する ・ 町内の農業者等が規模拡大のために農地（田・畑）を取得または新規に賃貸借（3年以下及び農地保有合理化事業、農地利用集積円滑化事業に係るものは除く）したもので、町農業委員会で斡旋したもの等とする。ただし町税等を完納していないものは除く	
【補助金額】 ・ 規模拡大のために農地（田・畑）を取得の場合、売買価格の2%とし、円未満切り捨てとする。ただし同一農地の賃貸借と同年度の交付は行わない ・ 規模拡大のために新規で農地（田・畑）を賃貸借の場合、田は10a当たり4,400円、畑は10a当たり1,350円とし、円未満切り捨てとする。ただし賃貸借料がこの額に満たない場合はその額とし、円未満切り捨てとする。また、3回の交付を限度とし、同一農地の取得と同年度の交付は行わない ・ （公益）北海道農業公社が行う農地売買等事業において、農地（田・畑）の売買を行った場合、手数料の50%とし、円未満切り捨てとする。	
【実施期間】 平成22年度～令和9年度	
【申請に必要なもの】 ・ 補助金交付申請書（別記第1号様式） ・ 必要と認める書類	
【交付までの流れ】 ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④補助金交付	
【備考】	